

欧州特許庁、異議部のビデオ会議による口頭手続試行プロジェクトを2022年末まで延長

2022年4月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2022年4月6日、異議部のビデオ会議（VICO）による口頭手続試行プロジェクト（以下「試行プロジェクト」という。）を2022年12月31日まで延長する旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースの概要は、以下のとおりである。

- ・（2021年11月24日に試行プロジェクトを2022年5月31日まで延長する旨の決定を公表していたところ）試行プロジェクトを2022年12月31日まで更に延長することを、2022年4月4日付でEPO長官が決定した。
- ・ 今回の延長は、現在進行中のパンデミックに鑑み、EPOが現場の職員や訪問者の健康と安全に継続的に配慮するため。
- ・ VICOの使用を妨げる重大な理由がある場合、当該口頭手続は2022年12月31日以降に延期される。実地での口頭手続の要請は、専門家パネルによって評価される。
- ・（ユーザーからのフィードバックを受けて）VICOによる口頭手続で代理人がより良いプレゼンテーションを行えるように、Zoomにはデジタルホワイトボード等の追加の機能が実装される。
- ・ 当事者から事前に要望があれば、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語への通訳を可能にするための追加の音声チャンネルを利用できるようになる。
- ・ また、ブレイクアウトルームなどで、当事者が非公開で協議することも可能となる。

なお、審査部及び審判部での口頭手続の現在の状況については以下の通り。

審査部における口頭手続は、2020年4月2日以降、原則VICOにより実施されている。他方で、VICOの使用を妨げる重大な理由がある場合には、その口頭手続は2022年5月31日の後まで延期されるとしている。

審判部における口頭手続は、EPOの建物内で対面での口頭手続に当事者が出席できないような緊急事態の期間中は、当事者の同意がなくてもVICOにより実施可能であるとされている。また、2021年12月8日以降、審判部の建物内での口頭手続へのアクセスは、ワクチン接種者又は快復者であるかにかかわらず、所定の検査に基づく陰性の検査結果を提示できる者にのみ、許可されるとしている（下記[2021年12月7日付欧州知的財産ニュース](#)を参照）。

— EPOのニュースリリース等は、以下参照 —
(ニュースリリース)

[Pilot project for oral proceedings in opposition by VICO extended to 31 December 2022](#)

(前回の延長 (2022 年 5 月 31 日まで) の決定 (2021 年 11 月 24 日公表))

[Decision of the President of the European Patent Office dated 4 April 2022 concerning a further extension of the pilot project for oral proceedings by videoconference before opposition divisions](#)

- EPO のビデオ会議による口頭手続に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更新 \(2021 年 12 月 7 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、口頭手続に関するユーザー調査結果を公表 \(2021 年 11 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、異議におけるビデオ会議による口頭手続に関するユーザー調査を開始 \(2021 年 9 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\) 拡大審判部、審判部におけるビデオ会議による口頭手続の 欧州特許条約 \(EPC\) との整合性に関する決定を公表 \(2021 年 7 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更新 \(2021 年 5 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、ビデオ会議による口頭手続の実施の継続等について公表 \(2021 年 3 月 25 日\) \(PDF\)](#)

(以上)